

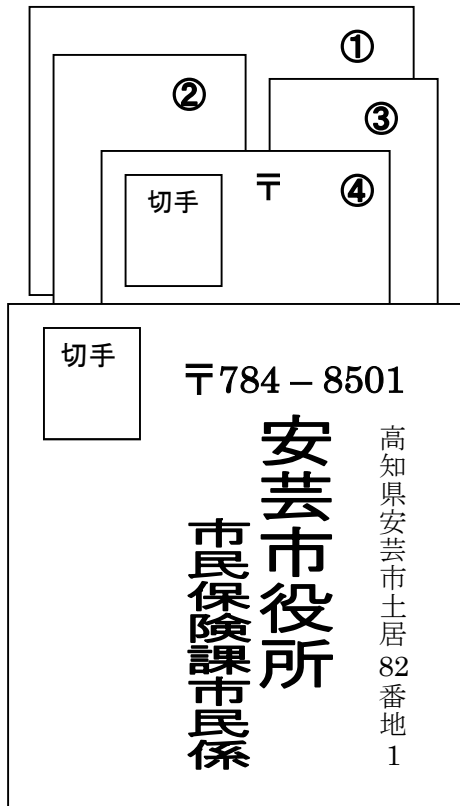
戸籍証明書等の請求書（郵送用）

令和 年 月 日

本 籍	高知県安芸市			
筆頭者氏名※			※戸籍のはじめに書かれている人の氏名をご記入ください。 ※死亡しても筆頭者は変わりません。 ※現在の戸籍では、1戸籍につき夫婦は1組の記載です。	
必要な証明書	戸籍謄本（全部事項証明）	450円	通	誰の証明が必要ですか 名 前（ ） 生年月日（ 年 月 日生） どんな内容が必要ですか 例）〇〇の出生から死亡まで〇セット 〇〇の死亡年月日のわかるもの など
	戸籍抄本（個人事項証明）	450円	通	
	除籍謄本・抄本	750円	通	
	改製原戸籍謄本・抄本	750円	通	
	身分証明書	400円	通	
	独身証明書	400円	通	
	戸籍の附票 下記項目が必要であればチェックをいれてください。 ☐ 本籍・筆頭者が必要 ☐ 在外選挙人登録情報を表示する（登録のある方のみ）	400円	全員 通 個人 通	
その他（ ）		通		
請求の理由（具体的に） あてはまるものに☑をしてください	☐ 年金 ☐ 戸籍届出（ ）届 ☐ 相続（誰の ） ☐ パスポート ☐ その他→ { } ☐ 1ヶ月以内に戸籍の届出をされましたか？ （ 月 日 届を 市・区・町・村へ提出）			
請求者 あてはまるものに☑をしてください	住 所			
	氏 名	印	生年月日	大・昭・平 年 月 日
	電 話	（屋間連絡の取れる電話番号）		
	必要な方との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 祖父母 ☐ 孫 ☐ その他（ ）		

- 住所を確認できる個人番号カードや免許証などのコピーを同封してください。
- 本籍は番地まで記入してください。本籍がわからない場合は、事前にお調べください。
- 裏面の注意事項をよくお読みのうえ、ご請求ください。

郵送による戸籍等の請求方法について



次の①、②、③、④をそろえてご請求ください。

① 請求書

表面の様式をご利用ください。
(電話番号は必ずご記入ください)

② 手数料

- ・郵便局発行の「定額小為替」をご利用ください。
(定額小為替には何も記入しないでください)
- ・切手や収入印紙等ではお受けできません。
(おつりが発生した場合、定額小為替でお返しします)

③ 本人確認の書類(写し)

請求者の住所を確認できる免許証や保険証などの写し。
※保険証の裏面に自署で住所を記入しているものを除く。

④ 返信用封筒

請求者の住所、氏名を書いて切手を貼ってください。
普通・・・110 円(50g 以内)
速達・・・上記料金+300 円
何通も請求される場合は、**切手を多めに**入れておいてください。 **注:現住所以外への返送はできません。**

【お願い】

- 郵送請求の場合、書類がお手元に届くまでに、配達の日数や市区町村役場の処理日数を含めて1週間程度かかります(地域によって異なります)ので、余裕をもって請求してください。
お急ぎの場合は、往復とも速達扱いにしてください。
- 代理人が請求する場合は、代理権限が確認できる書類(委任状など)が必要です。
- 委任状は委任者の自署又は押印したものがが必要です。(コピーは不可)
- 安芸市にある戸籍で、証明が必要な方と請求者の関係が分からないことがあります。その場合、**関係が分かる戸籍のコピー**を添付してください。
- 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、罰則に処されます。
- 相続などでどのような戸籍が必要かわからない場合は、提出先(銀行など)にご確認のうえ請求してください。

《問い合わせ先》

〒784-8501
高知県安芸市土居 82 番地 1
安芸市役所 市民保険課市民係
電話:0887-35-1001 FAX:0887-35-1555